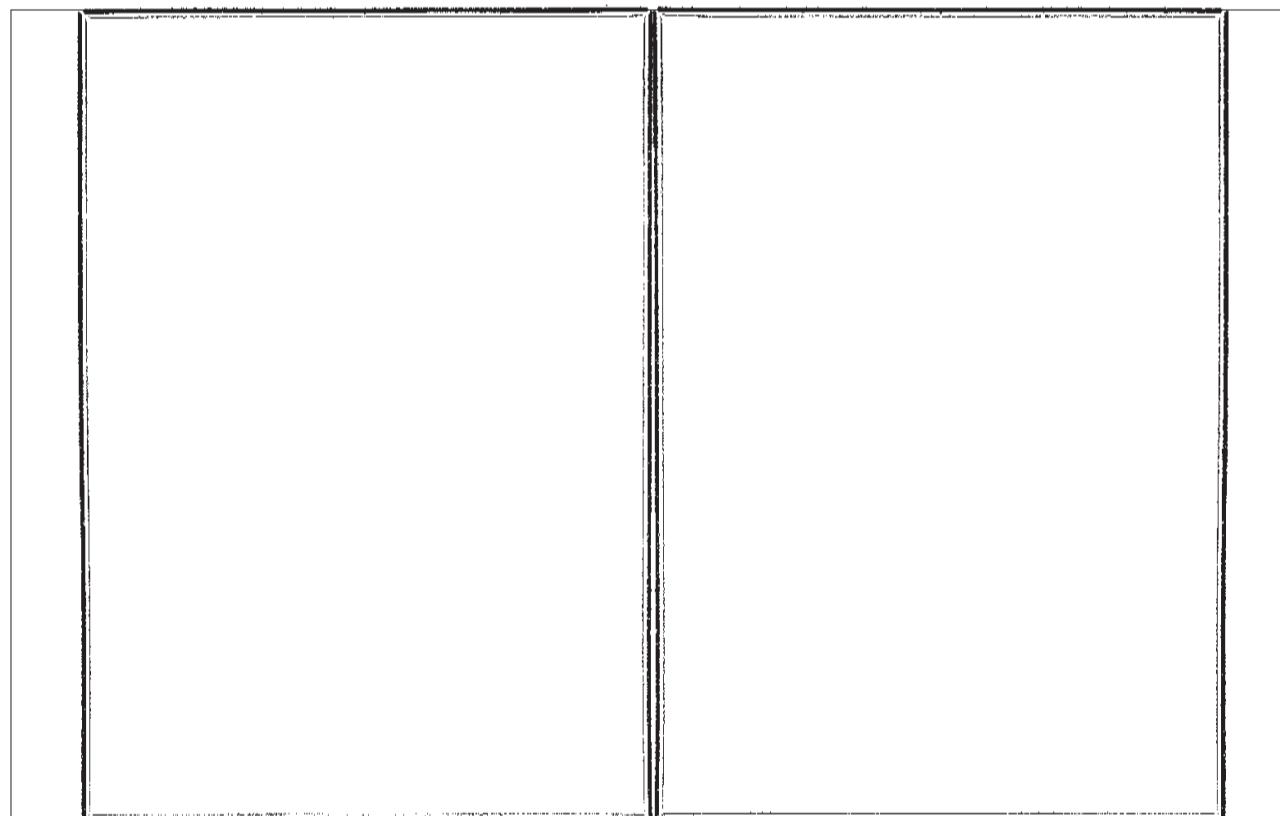
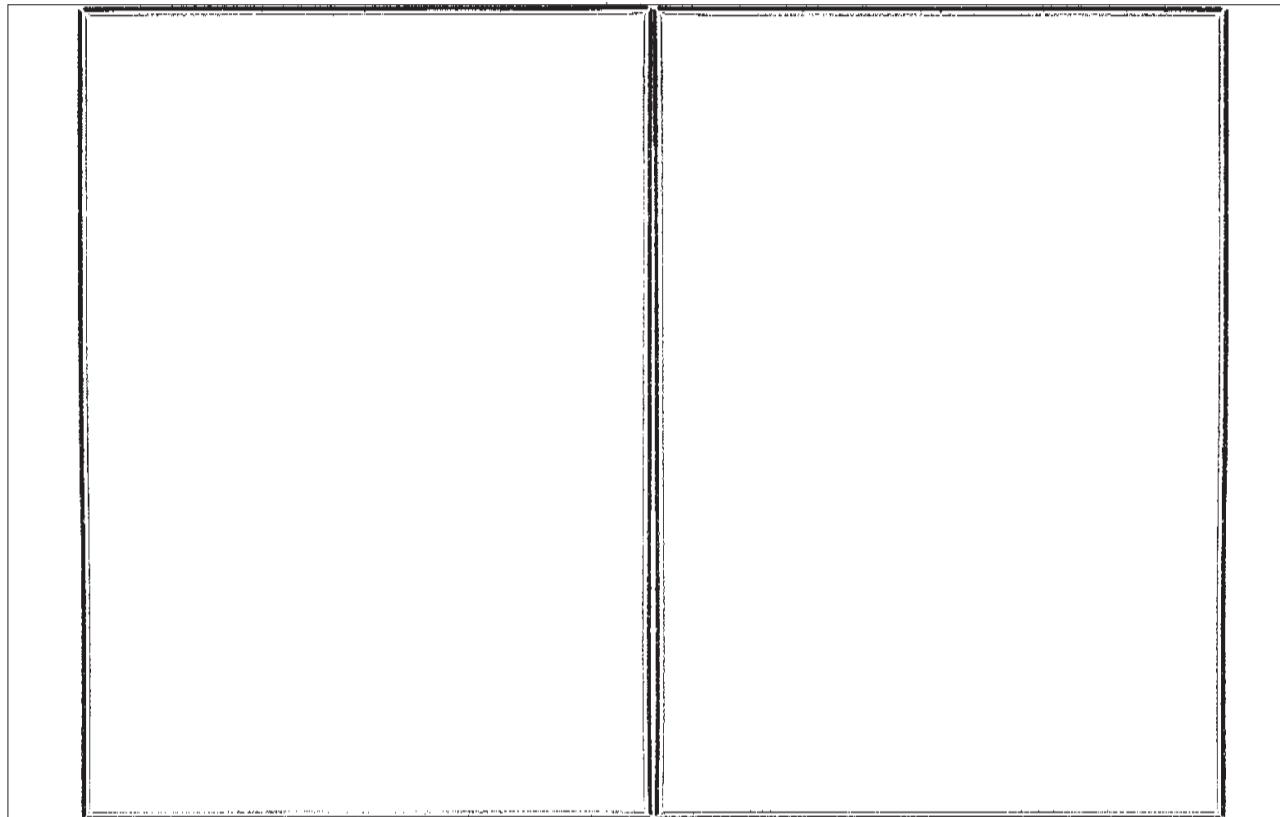


明治四十一年通常民會議事錄

天津居留民團



議事録

メモ

第一回

- 一、小幡總領事代理告辭
- 二、民會議長選舉

一〇一

一一一

一二一

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

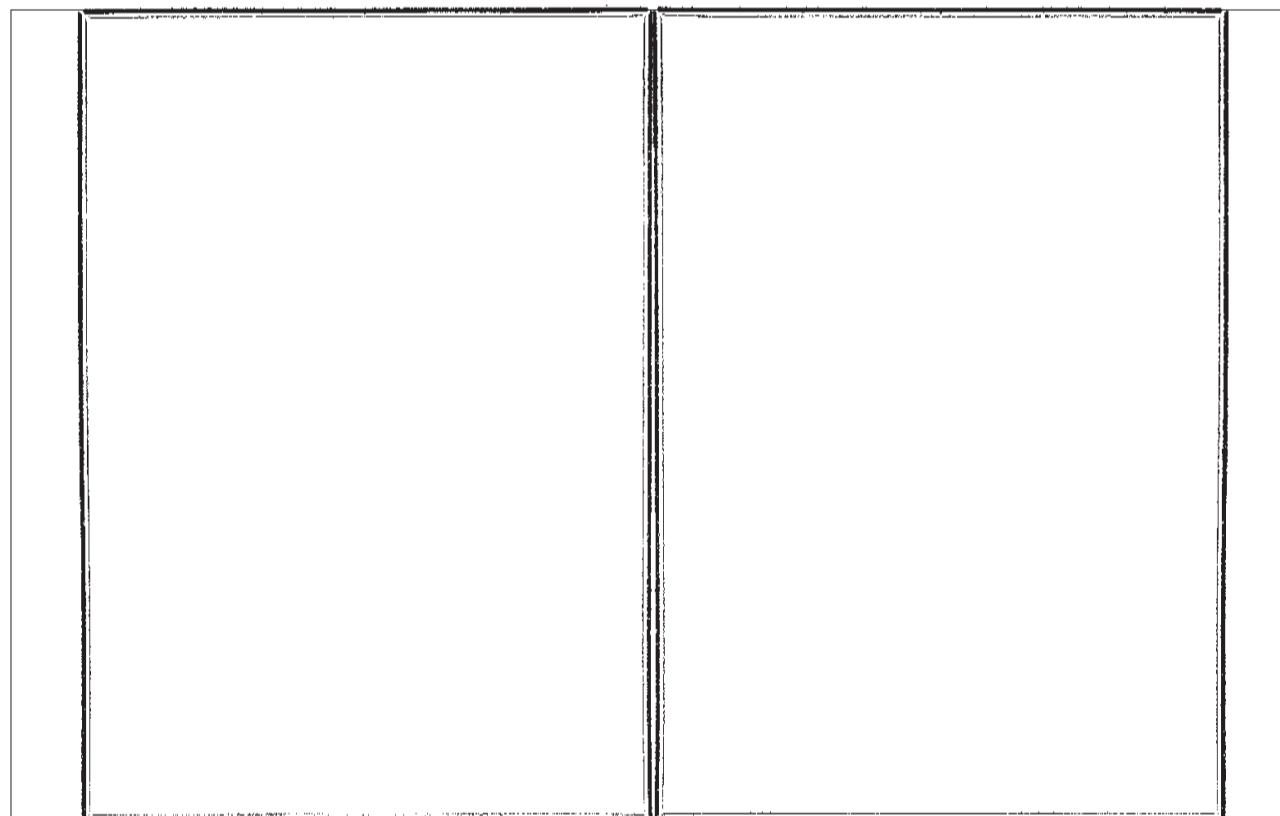
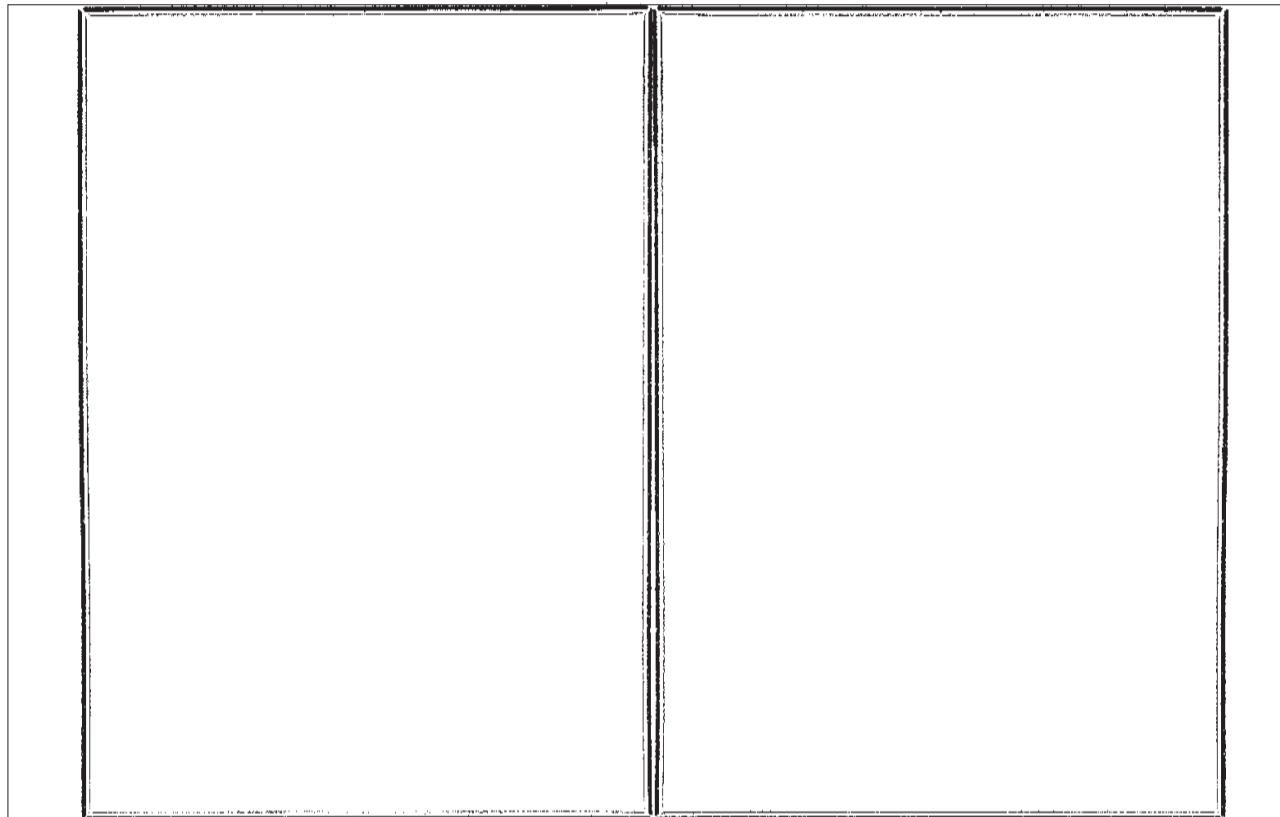
二九

二一〇

二一

二二

<div data-bbox="688 3131 774 3140</div><div data-bbox="688 31



明治四十一年通常民會議事錄

第一回

三月廿五日 會場 日本俱樂部

午后五時開會議員の出席若干は代表せらるゝもの一百二十名

小幡總領事代理

居留民團法施行規則第二十四條に遡り本日こゝに天津居留民會を招集し第一次民會を開くに至りしは本領事の最も愉快とする所なり抑も最近十年間に貿易其他の關係に於て我居留民が海外殊に清國に於て非常なる發展をなし天津、上海、漢口、安東其他の土地に於ける居留民の發展著しきが爲めに自治制度の施行即ち居留民團の設立を見るに至りたる次第は茲に唯々せども諸君の夙に承知せらるゝ所ならんも本會の開會に當り聊か民團の設立に關し述ぶる所あるべし

我日本政府に於ては諸外國が夙に清國に於て自治制度を施行し居れるを見我日本居留民が清韓各地に於て發展しつゝある状況を考へ我亦自治制度施行の必要を認め明治三十七年其草案を各地の領事館に送り領事の意見を求める領事は各居留民の意見を斟酌して自治制度に關する意見を外務省に答申せり依て外務省に於ては其答申に基き再三再四協議の上居留民團法案を作り第二十次議會に提出して其協賛を經明治三十八年法律第四十一號を以て之を發布したる次第なるが其後外務大臣は當天津並に上海漢口其他を居留民團指定地として領事館は外務大臣の訓令に基き居留民團法實施の爲め其準備として當地並に上海、漢口其他に於て自治制度を施行し今日に至れるものなり而して當天津に於ては準備委員諸君が熱心に公共事業に力を盡し満足に茲に其準備を遂行し本日を以て民會の開設を見ることに至りたるは本領事の大は感謝する所なり今回新に開設せられたる民會は衛生機關及公園地の設備の如き其他道路の修築より進んでは下水工事の如き等諸般の事業に向つて法令の定むる所に従ひ其實行を期すべく居留民團の機關、二、重大なる権能を與へられたるものにして議員たる諸君は此重大なる権能を有すると共に幾多の經營事業を任せらるゝが故に最も慎重に其職務を盡し一時の感情或は一部の争議に左右せらるゝことなく天津に於ける二千餘名の最多數の福利を増進し法律の附與したる職務を遂行せられんことを希望して止まざるなり想ふに自治制度の實行は在天津我居留民の發達史に一新紀元を與へたるものにして是より各種の方針に向つて「新生面を開くべし」と信ず本領事の此榆快なる時期に赴任したるは非常なる光榮にして本領事は自南團行政機關と共に誠心誠意其衝に當らんことを期す頗くば諸君に於ても我輩の微衷を諒として將來の經營に盡力されんことを切に希望して止まざるなり

是より民會議長の選舉を行ふ爲めに民團法施行規則に據り本日の出席者諸君の内より最年長者を以て假議長とすべし
西村書記長出席議員中の最年長者は鈴木敬親君なる旨を報告し同君を呼ぶ
鈴木敬親君假議長席に着く
鈴木假議長 本員は本日の居留民會議長選舉につき一時議長席を汚すことを謹んで承諾す就ては選舉に先立ち二名の立會人を選んで選舉を行はんと欲す(賛成々々の

（賛成々々の聲起る）諸君に異議なければ其立會人は投票を以て選ぶべきや又他の方法を以てす
べきや
友成 貞君
議長の指名に任せん

（賛成々々の聲起る）
鈴木假議長 異議なしと認めたる豊岡保平、足立傳一郎両君を立會人に指名す尙投票は無記名なり

松長三郎君 只今選舉せんとする居留民會議長は追て行政委員を兼務するが如きことありとも法律上敢て差支なきや

鈴木假議長 法令の上に於て何等の規定なきを以て差支なしと信ず

豊岡保平君 差支なしとの規定ありや

鈴木假議長 何等の規定なきを以て差支なしと認む

豊岡保平君 居留民會議長と行政委員とを兼務する場合には事を議するものと法を立てるものと混同するの恐あり議長に於ては此恐なしと認むるか

鈴木假議長 立法者と行政者と同一人にては或る場合に於て議事難きことあるべし東京に於ても市會議員にて市參事會員を兼ね或る場合に於て紛議を生じ批難を蒙りたることあり併し法律の解釋上に於ては兼務するも敢て差支なしと信ず

豊岡保平君 此事は先例となることにつき議長の解釋を以て將來に其例と發す様處置ありたし

鈴木假議長 豊岡君の説に就て滿場の意見を問はん

（四） 鈴木假議長 友成 貞君 此の如き事柄を此議場に於て決定するは無用なり已に居留民團法施行規則中に行政委員となることはざるものと規定あれば此規定以外のものは行政委員を兼ねたりとて決して差支あるものと理なし此際投票の任意たるべきは無論の儀なり

鈴木假議長 豊岡君の説は十名以上の賛成者なし候て是より投票を行はん

西村 博君 支那人の投票は開票一票ふ何とか處置しては如何

鈴木假議長 是よ／＼開票せん

鈴木假議長 開票

鈴木假議長 議長は誤つて投票者の名刺を受取ることを失念せり今投票數を檢むる

に出席者數と投票數と多少の相違あるが如し依て氏名點呼を以て其數を確めん

西本茂吉君 氏名點呼は無用なり已に相當資格を以て出席せるものに對して特別の

取調をなすの要なきのみならず出席者の内退席せるものもあるべく又棄權者もあるべきに付投票數の少なきは當然なり

鈴木假議長 議長は議長の職權を以て一應の取調をなすべし代表者は矢張り其點呼に應せられだし

西村書記長點呼の結果投票數の正確なるを認む

鈴木假議長 開票の結果を報告すべし

鈴木假議長 出席 総數

百二十九名

投票総数	内	九十三名
三十七票	米田俊徳君	
三十票	安川雄之助君	
八票	加藤定吉君	
四票	武内才吉君	
三票	皆川廣量君	
二票	鈴木敬親君	
二票	渡邊龍聖君	
一票	小松林藏君	
一票	藤井恒久君	
一票	菊池季吉君	
	以上の結果に依り米田君議長に當選せらる	
	本員は昨年九月初旬初めて來津したる位にて天津の事情に暗らし他に	
	事情に精通せらるる方も多いを以て此重任を辞せん	
	友成 貞君 只今の投票數は米田君三十七票、安川君三十一票にて共に半數に満たず領事館令第四條の規定に依れば得票の半數に満たざるときは最多數のもの二名を取り決選投票を行ふべしとあり然るに半數に達せざる得票を以て直に當選を宣告せられたるは誤りならずや	

(五)

鈴木假議長 何分俄議長にて(笑聲起る)不行届なりき改めて米田、安川両君に就き決選投票を行ふべし

投票 票

開票 票

鈴木假議長 出席総數 百十二

棄権 票

投票総數 九十二票

内 四十三票 米田俊徳君

四十二票 安川雄之助君

五 票

無効投票

鈴木假議長 決選投票の結果米田俊徳君當選せり
米田俊徳君 先刻議長の任を辭し度き旨を述たれども小幡領事より懇々の勧告もあり不肖ながら就任を承諾す
(拍手起る)

米田議長着席

米田議長 本員は當地の事情に暗らく土地不慣のものゆき切に議君の援助を要らんことを望む是より本日の議事日程に入らん

(六)

鈴木假議長 開票の結果を報告せん

鈴木假議長 何分俄議長にて(笑聲起る)不行届なりき改めて米田、安川両君に就き決選投票を行ふべし

投票 票

開票 票

鈴木假議長 出席総數 百十二

棄権 票

投票総數 九十二票

内 四十三票 米田俊徳君

四十二票 安川雄之助君

五 票

無効投票

鈴木假議長 決選投票の結果米田俊徳君當選せり
米田俊徳君 先刻議長の任を辭し度き旨を述たれども小幡領事より懇々の勧告もあり不肖ながら就任を承諾す
(拍手起る)

米田議長着席

米田議長 本員は當地の事情に暗らく土地不慣のものゆき切に議君の援助を要らんことを望む是より本日の議事日程に入らん

(七)

鈴木假議長 開票の結果を報告せん

鈴木假議長 決選投票の結果米田俊徳君當選せり
米田俊徳君 先刻議長の任を辭し度き旨を述たれども小幡領事より懇々の勧告もあり不肖ながら就任を承諾す
(拍手起る)

米田議長着席

米田議長 本員は當地の事情に暗らく土地不慣のものゆき切に議君の援助を要らんことを望む是より本日の議事日程に入らん

議事日程	第一
取得課金規則	第一
準備行政委員會の制定に係る諸規則の討議	第二
明治四十一年度歲入出總豫算	第三
明治四十一年度特別會計豫算	第四
壽街開修工費特別會計規則	第五
居留民團法施行規則第十八條に依る行政委員委任事項	第六
行政委員選舉	第七
出納検査委員の數並に選舉	第八
米田議長 日程の順序に就き異論なき	
豊岡保平君 日程第二中に含みたる民會々議規則及傍聽人取締規則を先決する爲め	
豊岡君の意見は會議規則及傍聽人取締規則を一の議案を見ての動議なりや若し準備行政委員會が民會に代つて一時制定したるものと一括して本會の議に付すると云ふことなれば豊岡君に賛成せん	
友成 貞君 準備行政委員會は民團施行規則第七十一條に據り民會の準備を爲すと共に諸規則制定の権限が付せられたるものなれば今日に於て其制定に係る諸規則を議するの必要なし	
豊島梅吉君 友成君に賛成	
米田議長 日程は已に變更されたりや一應明瞭に承り度し	
米田議長 施行規則第七十一條に據り制定したる準備時代の諸規則は一時假除例とし追て民會の承認を得て本條例に改めんとの考なりしを以て日程に加へたるものなれども友成君の解釋を止當とすれば此提案は無用なりしやも知れず	
友成 貞君 施行規則第七十一條には別段準備行政委員の取扱へる民團事務に就ての効力に何等期間の限定されたるものあらず故に此際其取扱事務に關し云爲するは餘深く立ち入りたる議論なり若し今日に於て之を議せざるべからざるものとすれば獨り條例のみならず他の課金、手數料及其他の取扱事務に就て悉く承認を與へざるべからざることとなるべし故に本員は日程第二を以て本會の議に付するの無用なるを認む	
小幡勇治君 日程は已に變更されたりや一應明瞭に承り度し	
西村博君 日程第一の取得課金規則と第三の歲入出總豫算とは密接の關係あれば一括して問題と致し度し故に日程第二を先づ議せんとする日程變更の動議に賛成す	
米田議長 豊岡保平君 一寸質問す代表者は如何	
米田議長 總出席六十名の内賛成二十八名少數なり	
沖田介次郎君 出席六十八人の内代理者を含むや	
米田議長 合ま	
西本茂吉君 出席六十八人は定數に足らざるにあらずや	
米田議長 委任狀あれば定數に足らざるにあらずや	

<p>(四一)</p> <p>米田 議長 従前の規則は課金の標準を定めざるの不備あり依て此不備を補はん爲めに此改正案を提出せし。但し課金の額は全体の上に於ては從前よりもより十等二弗を削除せしを重なるものとし。其他は大抵現行規則通りなり。</p> <p>友成 貞君 本員は本案に對して絶対に大反対を表す。本員の見る所を以てすれば只今之の説明は單に表面の説明にして別に裏面に深き理由あるべし。即ち現行規則中課金六等十八弗であるを今度年取得二千弗以上課金十六弗に改正せられたるは外見上實に些細の事にて別に留心の價値あらざるが如きも實質上此改正案は此點が隠されたる最も主眼にして十八弗の議員資格を廿四弗以上とするものに似たり。六等課金のものは實に百五十名に近くして總民團議員數の半を占めつゝあるに是れ等百五十名の日清人は此改正案實施の結果悉く民團議員たる資格を失ふに至る可し。改正案には課金十八弗を廃し十六弗の上を二十四弗とせり。一ヶ年十六弗は是れを一ヶ月に割當つれば一弗三十三仙餘となる。領事館令に定むる所の議員資格は一ヶ月一弗五十仙以上の課金負擔なれば此間僅か十七仙内外の差異にて百五十名の議員失格者を生ずる譯合なり。僅々十七仙の爲めに多數の議員資格を奪ふは實に慘酷なる行爲と謂ふし殊に領事館令に民團議員の資格を毎月課金一弗五十仙以上を納むること規定したちは昨年八月居留民團法實施に際し居留民大會の結果領事及び居留民全体が最も適當と認めたるものなるに今に及びて斯る改正案の主旨に據り僅に年課金二弗の差異にて多數の失格者を生むしめんとするが如き實に意外の至りなり。又昨年九月と現今と民度に於て別段の變遷なきに急に議員の課金資格を月二弗とするが如き實に理</p>	<p>(三一)</p> <p>西本 茂吉君 安川君の言あれ共畢竟するに此質問は此議案の死活問題なれば第一讀會に於て此議案に就き充分質問を述べて不可を決定して差支へなかる可し。</p> <p>米田 議長 本案に就き意見あらば陳述せられ度し。</p> <p>西本 茂吉君 然らば余の質問は如何なる場合に質問せられなし。</p> <p>米田 議長 安川君の言の如く逐條審議の場合は如何なるが今度此の改正案を提出せられたる理由を説明せられたし。</p>	<p>出をなしだらば如何にす可きか。是れは能く内地にも其例ある事なれば當地にも無ことは断言し難し。若しありとせば其事實の調査は行政委員がなすものなりや將た民會にてなすものなりや。若し委員がなすものとすれば委員に左潔の機能ありや帳簿の検査は兎も角時機に依りては家宅搜索等をも敢てなすにあらざれば最も公平なる調査はなし。能はざる可し。然らば行政委員は在留民の家宅侵入等をなしても差支へなきや又在留民は是等の場合は甘んじて其調査を受けざる可からざるか。此事に關しては明瞭に規則に示す所なくんば往々不都合を來すべし。次に取得課金規則の第四條は行政委員が定むるものなりや。余は確かに在留民が行政委員會に委託し定む可きものなりと信ず。</p> <p>安川雄之助君 只今は取得課金規則の第一讀會なり。西本氏の質問は第二讀會に於て議するが至當なる可し。されば只今は第一讀會として全体に涉る質問をなす方恐らくは議事進行の都合上遙に便宜なるべし。(賛成の聲起る)</p> <p>西本 茂吉君 安川君の言あれ共畢竟するに此質問は此議案の死活問題なれば第一讀會に於て此議案に就き充分質問を述べて不可を決定して差支へなかる可し。</p> <p>米田 議長 本案に就き意見あらば陳述せられ度し。</p> <p>西本 茂吉君 然らば余の質問は如何なる場合に質問せられなし。</p> <p>米田 議長 安川君の言の如く逐條審議の場合は如何なるが今度此の改正案を提出せられたる理由を説明せられたし。</p>
---	--	--

<p>(五一)</p> <p>米田 議長 少數と認む</p> <p>米田 議長 直ちに第二讀會を開くに異議なきや(異議なしと呼ぶもの多し)</p> <p>米田 議長 然らば直ちに本案の第二讀會を開き逐條審議せん</p> <p>鈴木 敬親君 第一條に「法人並に一日を構へ云々」これより此の意義は如何</p> <p>米田 議長 普通一軒の家を立ち居る者なり</p> <p>鈴木 敬親君 然らば他人の家の一室を借り居る者は如何</p> <p>米田 議長 友成君の否決説に賛成の諸君は起立</p>	<p>(六一)</p> <p>西村 博君 第一條を修正し「本民團區域内にある」の下に「日本人をして」の文字を入れ。清國人を含めぬやうにした。我租界内に住する清國人より課金を徴収する事は租界發展上に於て最も拙策なり何てなれば草創の時代は處する我居留地には清國人をして一人多く居住せしむるが最も必要なに若し現今に於て清國人より課金を徴収せば清人の居住者從つて少なく延いては租界の發展上に妨害あればなり。然れども斯くせば清国人より課金を徴収すべき次の金額は歲計上缺陷を生ずるの恐れる可き。其等は他に其財源を求めるを得らるべし。</p> <p>友成 貞君 西村君の意見は一應の理あるが如きも第一條の條項に於て之を示すは法文の體裁上面白からず且つ民團法施行規則第七條の規定もあれば清國人除外の規定は別に一條を設くるを可とす</p> <p>西村 博君 友成君の説に従ひ別に一條を設くる事に訂正すべし。即ち其條文は「本規則は清國人に適用せず」との一條を加へん</p>
--	--

(八一)	<p>安川雄之助君 西村君の説は成程支那人を住居せしめ租界發展の計畫をなすには可なるべきも民團法施行規則の精神に於ては支那人と雖民會に參政權を有するものなれば議員の資格を定むる場合支那人も亦課金を負擔せざるべからず故に若し強めて西村説を實行し全然課金を徵收し能はざることゝすれば根本より法律を改定せざれば不可なり故に本員は西村説に反対す</p> <p>豊岡保平君 本員は先決問題として民會會議規則の「議員の發案修正及動議は十名以上の賛成者あるにあらざれば議題となす事を得ず」とある「十名以上」を「二名」と改正せんとする動議を提出す</p> <p>米田 議長 此際に限り便宜上會議規則の十一條に據らず三名位の賛成者あれば可なることゝしては如何但し是れは議事日程を變更するにあらず只便宜の取計をなすのみ(賛成々々の聲起る)</p> <p>西本茂吉君 若し議事規則を變更し得るならば十名以上あるを二名か三名に制限しては如何</p> <p>米田 議長 議事規則の修正は他日の問題とすべし</p> <p>西本茂吉君 諸問題を先決せざれば規則に抵觸する恐れなきや</p> <p>米田 議長 便宜上法律に拘泥することを避けたし</p> <p>西本茂吉君 議事規則上此の行為は大に規則を無視するものと思ふ</p> <p>米田 議長 只満場に相談せしのみ</p> <p>西本茂吉君 議事規則を變更せし方徧經ならん別に時間を要せざるべし</p>
------	--

(九一)	<p>西本茂吉君 取得の意義不明なれば極めて意見を吐きにくし</p> <p>西本茂吉君 所得無き者は如何</p> <p>米田 議長 取得は法人にありては各事業年度總益金より同年度總損金を引去りたるもの又個人にありては總收入金より必要的経費を引去りたる豫算年額但し配當金俸給手當年金恩給金は其收入豫算額と承知せられたし尤も取得に關しては別に一條を加ふる考へなり</p> <p>西本茂吉君 届出なればそれにて可なり</p> <p>米田 議長 太田君の修正説は成立せり</p> <p>米田 議長 太田君の修正説は成立せり</p> <p>西村 博君 一應太田君の修正文案を承りたし</p> <p>太田萬吉君 年取得五百弗以上のものに對し悉く千分の八を課せんとするものにて即ち第二條を「取得課金の率は年取得金五百弗以上悉く千分の八をす」と修正するにあり</p> <p>西村 博君 本員の精神も太田君と大同小異なれども一律に課金割合を千分の八としては何等何厘までも算出せざるからざることはより小銀貸の換算など隨分而倒なれば矢張り此標準に據り弗を單位として賦課することゝしては如何にあり</p> <p>太田萬吉君 左程而例にもあらざるべし</p> <p>友成 貞君 安川君は只今此の取得課金は議員資格を定むるを目的とする故に議員居るも此二万四千弗である「以上」の二字は大に研究すべき性質のものなるべし即ち此規定に依れば二万四千弗以上ならば二万弗ても五万弗或は十万弗千万弗も一万四千弗以上なり思ふに此標準を定めたる當局者は一万四千弗を天津に於ける我日本人の年取得金の極度と見たるか但しは又一部の大商人を保護する爲めに斯る制限を付したるものなりや僅か五百弗收入の者は四弗の課金を負担せしめ一万四千弗以上ものには百二十弗より上さずと云ふは不公平の極謂ふ可し故に本員は是れを悉く取得年額五百弗以上千分の八の割合を以て賦課すべしとの修正説を提出す</p> <p>歌川太之助君 本員の考を以てすれば取得課金なるものは民會議員の資格を定むる安川雄之助君 無論一個人としての意見なり</p> <p>小幡勇治君 一律に千分の八の割合とするは計算上隨分而倒なれば宜しく原案の通り規定し置く方便利ならん細密に打算する事公平は公平ならんも先づ大体に於て原案を可とし只末項「一萬四千弗以上一百二十弗あるを「一萬弗以上一百二十弗但し一万弗を増加する毎に一百弗を增加す」と修正せん(賛成々々と呼ぶ者十名以上)</p> <p>米田 議長 小幡君の修正説は成立せり</p> <p>友成 貞君 本員は取得金二千弗以上課金十六弗であるを課金十八弗と改むるの修</p>
------	---



(賛成々々と呼ぶもの十名以上)

正説を提出す其理由は第一讀會に陳述せし通り議員資格に大關係を有すればなり

すべし

米田 議長 友成君の修正説は成立せり

富成二君 安川君の説の如く取得に對する課金徵收は單に民會議員の資格を定むる上に於てのみ必要との事なれば四弗以下の課金を全廢しては如何然らば支那人等は喜んで出金せざるべし

米田 議長 是より太田友成小幡三君の修正説に就き指名點呼を以て採決せん先づ太田君の修正説より採決す

西村書記長點呼

贊成

十
一

反對

四
十
五

少數否決

米田 議長 第二友成説取得金二千弗に對する課金十六弗を十八弗に改むる修正

西村書記長點呼

贊成

三
十
六

反對

二
十
二

米田 議長 多數可決

米田 議長 第三小幡説年取金一万四千弗以上課金百二十弗を年取金一万弗以上課金百二十弗尙一万弗を増す毎に一百弗を加ふるの修正

西村書記長點呼

贊成

三
十
五

反對

二
十
一

米田 議長 多數可決

米田 議長 第三條異議(さきや)

米田 議長 桑原信雄君 「毎年度」あるを「毎一年度」修正したし(賛成々々の聲起る)

米田 議長 他に異議なれば桑原君の修正通り可決。第四條に移る

西本茂吉君 年取得高は如何にして定むるか

西本茂吉君 前年度の模様により翌年度の豫算を届出づれば可ならん

米田 議長 本條の次に左の一ヶ條を加へ之を第五條とし原案の第五條以下を順次繰下げ併せて之を議題とせん

第五條 取得は左の區別に從ひ之を算定す

一、法人の取得は各事業年度總益金より同年度總損金を控除したるものに依る

二、個人の取得は總收入金より必要な経費を控除したる豫算平額但配當金体給、手當、年金、恩給金は其收入額の豫算額に依る

皆川廣量君 収益金とは賣上高なりや將た純益金なりや

米田 議長 収入金にして純益金にあらず

行政委員はこの第四條第三項の如く負擔者の負擔額を決定する権利あ

西本茂吉君

りや決定権はもど居留民會にある筈なれば茲に行政委員に對し「委任」の文字を挿入すべし

米田 議長 然らば如何に條文を修正せんとするつもりなるや

西本茂吉君 別に修正案を提出するにあらず余は只正確なる調査をなす必要あるを以て民會より其權利を行政委員會に委任すべしと云ふのみ

西本茂吉君 届出に依り負擔額を定むものなれば別に差支なからん

米田 議長 本員は其届出が果たして實なりや否や調査するが必要なるべしこ思ふ

西本君の説に賛成ざりや(原案賛成の聲多し)

米田 議長 原案賛成者多きを以て原案に決し第六條(舊五條)に移る

西本茂吉君 新たに其區域内に住居したる者は取得の豫算届出の必要なきや

米田 議長 取得金豫算を届出べし

米田 議長 別に異議なれば原案に決し第七條に移る

米田 議長 異議なれば可決と認め日程を變更して直に本案の第三讀會を開きては如何(異議「し」の聲起る)

米田 議長 然らば直に第二讀會を開く二讀會の決定に異議なきや(異議「し」)

米田 議長 別に異議なれば二讀會決定の通り本案を確定す

米田 議長 取得金豫算を届出べし

米田 議長 別に異議なれば原案に決し第七條に移る

米田 議長 友成君の委員附託説に反対の諸君は起立(起立者なし)

米田 議長 反対者なきを以て特別委員を指名すべきも何名にて可なるや

米田 議長 友成 貞君 七名にて可ならん

米田 議長 然らば特別委員として鈴木敬親、友成貞、西村博、豊岡保平、西本茂吉、

小幡勇治、桑原信雄の七君を頼。(尚至急特別委員會を開き三十日迄に報告せられたし)

米田 議長 次の日程第四、壽術開修工費特別會計規則、日程第五、明治四十一年度特別會計豫算は一括して問題となる是は豫算關係の案故前同一委員に附托しては如何(賛成々々の聲起る)

米田 議長 然らば日程第四、第五は前同一委員に附托す

米田 議長 日程第六居留民團法施行規則第十九條の規定に據る行政委員會委任事

は如何(賛成々々の聲起る)

米田 議長 然らば日程第四、第五は前同一委員に附托す

小幡勇治君 従來行政委員の經驗に依れば只今議長の列舉せられたる事項のみにて

充分なりや尙其他に不便の點はなきや

米田 議長 本員はそれ等の件に就いては研究足らざるが故に十分の説明を爲し難

友成 貞君 第十七條中の項目を厳重に個々に分つは頗る困難を感ずる場合あるべ

し故に其一部分を行政委員會に委任するよりは今後必要に應じ其都度委任する方宜

しからん(賛成の聲起る)

米田 議長 只今決定し置きては如何友成君の説の如くせば頗る漠として取扱上困

難なるべし

米田 議長 免に角規則第十七條中の第一、二、三、四、五、六、十五の七項は民會に付

議すべきものとしては如何

藤田語郎君 第十二項をも加へられたし

米田 議長 是より採決せん(異議なし)の聲起る)

米田 議長 異議なしと認の採決す居留民團法施行規則第十七條に列舉せる事項中

第一、第二、第三、第四、第五、第六及第十五を除ける他の事を行政委員會に委任する

に賛成の諸君は起立

米田 議長 多數可決確定

米田 議長 是より行政委員の選舉を行ふ等なれど出席者少數につき明晚引續き此

の選舉を行ふべし

西本茂吉君 特別委員附託の日程第三、四、五の三案議決の後行政委員の選舉を行ふ

ては如何

米田 議長 民會の日限迫まり居れば延引し難し

豊岡保平君 問題外の質問なれど第八議事日程出納検査委員の權限は如何なるも

のなりや

(六二)

米田 議長 取調べ明日答辯す可し本日は是にて散會

散會午後十一時

議事日程 (前回の續)

第一 行政委員選舉

一 民團出納検査委員の數及び選舉

午后八時半開會議員出席又は代表せらるるもの一百二十三名

米田 議長 是より議事日程第七行政委員の選舉を行はん只今投票用紙と狀袋などを

配布せしむべきに付封人の上持參されたし前回議長選舉の際には記名あし爲め

無効となりしもの五票より今度の選舉も無記名なれば注意を乞ふ尙選舉すべき委員

の數は行政委員並に豫備員を通じて十五名なり

豊岡保平君 前回に質問したる會計検査員の權限は如何行政委員監督の位置に立つべきものなりや

米田 議長 出納の検査をなすものなれば或る場合に於て幾分か監督の意味を含む

やも知れず

投票には必ず十五名を記すべきものなりや

米田 議長 何人にても更に差支なし

米田 議長 選舉立會人は領事より指命せらるべし

小幡總領事代理 本職は足立傳一郎、豊岡保平兩君を行政委員選舉立會人に指命す

(五二)

米田 議長 是より採決せん(異議なし)の聲起る)

米田 議長 異議なしと認の採決す居留民團法施行規則第十七條に列舉せる事項中

第一、第二、第三、第四、第五、第六及第十五を除ける他の事を行政委員會に委任する

に賛成の諸君は起立

米田 議長 多數可決確定

米田 議長 是より行政委員の選舉を行ふ等なれど出席者少數につき明晚引續き此

の選舉を行ふべし

西本茂吉君 特別委員附託の日程第三、四、五の三案議決の後行政委員の選舉を行ふ

ては如何

米田 議長 民會の日限迫まり居れば延引し難し

豊岡保平君 問題外の質問なれど第八議事日程出納検査委員の權限は如何なるも

のなりや

(八二)

(七二)

米田 議長 開票の結果を報告せん 投票總數 一百二十三

内 米田 議長 最早投票に済れたるものなきや

投票 票

九十一票	米田 俊徳君	八十一票	安川雄之助君
七十八票	皆川 善吉君	七十四票	西村 博君
七十二票	井上 一男君	七十二票	冲田介次郎君
六十八票	友成 貞君	六十七票	村 鶴君
五十七票	武内桂次郎君	五十六票	渡邊 龍聖君
四十八票	豊岡 保平君	四十三票	西本 茂吉君
四十票	藤井 恒久君	三十八票	小松 林蔵君
三十六票	足立傳一郎君	三十四票	加藤 定吉君
三十三票	小幡 勇治君	三十票	三浦 臨傳君
三十票	桑原 信雄君	二十七票	鈴木 敬親君
二十四票	内田 兼吉君	二十四票	太田 小吉君
二十二票	武内 才吉君	二十一票	藤吉君
二十一票	太田 万吉君	十九票	豊岱君
十八票	吉野 作翁君	十七票	田添 安介君
十五票	平賀精次郎君	十四票	川畠 竹馬君
十五票	神谷佐兵衛君	桑田 與一君	

(二三)		(一三)	
米田 議長	議事を開くべし	米田 議長	投票に洩れたるものなきや
西村 博君	最早時刻も遅く出席議員中には多數の歸宅したるものあるが如し議員定數に満ちりや	米田 議長	投票に開票の結果を報告せん
散會午後十一時四十分	大分歸宅の議員ありて定數を欠けり依て本日は此儘散會し明後日引續き議事を開くべし	米田 議長	投票に差支なきや
米田 議長	議長 準備行政委員は行政委員補缺の爲めにあるものなれば可成残し置きたき所存なり尙念の爲めに報告せん準備委員は豊岡保平、西本茂吉、藤井恒久、小松林藏、足立傳一郎の五君なり	米田 議長	投票に差支なきや
長谷川儀三郎君	準備行政委員中より選出しても差支なきや	米田 議長	投票に差支なきや
米田 議長	法文の示す所は準用にして適用にあらず	米田 議長	投票に差支なきや
内	投票総數	内	投票総數
二十四票	山下竹三郎君	十九票	山下竹三郎君
十九票	菊池季吉君	十七票	鈴木敬親君
十五票	水野安介君	十五票	武内才吉君
十四票	加藤定吉君	十九票	桑原信雄君
十二票	太田小吉君	三票	市川芳雄君
八票	太田万吉君	七票	吉野作猶君
六票	中戸川忠三君	七票	小幡勇治君
五票	加藤子郎君	五票	藤吉君
五票	内田兼吉君	五票	横畠傳介君
五票	豊島梅吉君	五票	井上熊吉君
五票	神谷佐兵衛君	五票	豊岡保平君
五票	出口邦三君	五票	川畑竹馬君
五票	藤井恒久君	五票	平林儀左衛門君
五票	井上一男君	三票	三浦喜傳君
五票	松本茂君	三票	岡村繁蔵君
五票	吉田良繼君	三票	松岡保之助君
五票	山下、鈴木、菊池の三君候選せり	五票	友成貞君
米田 議長	昨日委員附託と爲りたる明治四十一年度歳入出豫算に付き特別審査委員長より審査の結果を報告せらるゝ筈なり	米田 議長	投票に差支なきや
西村 博君	最早時刻も遅く出席議員中には多數の歸宅したるものあるが如し議員定數に満ちりや	米田 議長	投票に差支なきや

<p>(四三)</p> <p>鈴木敬親君 本員は特別委員長の資格を以て審査の結果を報告すべしと本員等は去る二十七日附託を受け翌二十八日午後一時より委員會を租界局に開き出席の行政委員米田、内田兩君の説明を聞き審査の結果多少の修正を加へて本案を可決したり今遂次其修正の個所に就て報告せん歲入豫算第一款取扱課金の項目は先づ議決したる課金規則の年取得二千弗以上十六弗を十八弗に修正の結果二百五十弗を増加し合計一万二千二百七十四弗となり從つて歲入の總計七万一千二百二十六弗五十五仙となれり其他の項目は全部原案の通り可決せり次に歳出に於て車務所費の中旅費百八十弗を三百六十弗と修正したるは一ヶ月平均十五弗にて全會一致を以て修正せり又土木費に於て修道費に二千弗を増加したるは下水溝の修繕費に充つるが爲めにして原案九千百七十七弗九十一仙と修正せり又植樹費の科目に於て原案一本十弗のもの四十七本を全部削除し一</p>	<p>(三三)</p> <p>午後八時二十分開會議員出席又は代表せらるゝもの五十九名 米田 議長 前會に引續き明治四十一年度歲入出總豫算案につき開議すべし豫算案審査の結果は委員長より報告せらるべし……鈴木敬親君</p>	<p>特別委員長鈴木敬親君登壇 別に質問なきや</p> <p>一 明治四十一年度歲入出總豫算案(第一讀會の續)特別委員長報告 一 締衝開修工費特別會計規則(第一讀會の續)特別委員長報告 一 明治四十一年度特別會計豫算案(第一讀會の續)特別委員長報告 午後八時二十分開會議員出席又は代表せらるゝもの五十九名 米田 議長 前會に引續き明治四十一年度歲入出總豫算案につき開議すべし豫算案審査の結果は委員長より報告せらるべし……鈴木敬親君</p>
---	---	---

<p>(六三)</p> <p>鈴木敬親君 本員は特別委員長の資格を以て審査の結果を報告すべしと本員等は去る二十七日附託を受け翌二十八日午後一時より委員會を租界局に開き出席の行政委員米田、内田兩君の説明を聞き審査の結果多少の修正を加へて本案を可決したり今遂次其修正の個所に就て報告せん歲入豫算第一款取扱課金の項目は先づ議決したる課金規則の年取得二千弗以上十六弗を十八弗に修正の結果二百五十弗を増加し合計一万二千二百七十四弗となり從つて歲入の總計七万一千二百二十六弗五十五仙となれり其他の項目は全部原案の通り可決せり次に歳出に於て車務所費の中旅費百八十弗を三百六十弗と修正したるは一ヶ月平均十五弗にて全會一致を以て修正せり又土木費に於て修道費に二千弗を増加したるは下水溝の修繕費に充つるが爲めにして原案九千百七十七弗九十一仙と修正せり又植樹費の科目に於て原案一本十弗のもの四十七本を全部削除し一</p>	<p>(五三)</p> <p>加藤子郎君 一寸委員長に質問せん此歲入歳出豫算の如きものは此の如き只計數上兼ねて大樹移植の成績を試験するは最も其策を得たるものなりと信ず依て原案の復活を望む最四十七本を多しうせば二十本にても三十本にても可なり</p>	<p>米田 議長 別に質問なきや 是より日程を變更して直ちに本案の第二讀會を開く</p>
---	---	--

款土木費の内第三項修道費の修正

安川雄之助君 如何なる費目に何程の増加なるや

米田 議長 下水溝修繕費・二千弗を増加したり異議なければ可決と認む次は第六

項植樹費

友成 貞君 特別委員の一人として聊か修正の理由を説明して安川君に答へし安

川君は日本租界に一本十弗づの木を植ゆべしとの説なれども果して生育するや否
や頗る疑問なり安川君は佛蘭西租界の舊公園地の大樹を移植したる例を挙げられた
るも佛蘭西租界と日本租界とは其地盤同じからず即ち我が日本租界は新に沿地を埋
立てる土地にて土質多くの撫分を含み佛蘭西租界の舊來の土地とは土質に於て非
常なる差異あり佛蘭西租界の一部の木を同じ土質の地に移植するは或は可ならん然
れども他の土地亦に北京の如き遠方より一本十弗に値する大樹を我日本租界の土質
の惡しき地に移植するのも亦之れと同様の成績を見んことは甚だ覺束なし尙十弗
の木四十七本の費用は全般したれども二百本一弗五十仙もありしと二百五丁本平均
二弗づと修正せしを以て此内に融通を付け一本一弗より三弗四弗のものを植へ
大なる木を植ゆるの可否を試験することを得し

安川雄之助君 只今友成君の説に依れば平均二弗大小混植し得べしとのことなり特
別委員會の修正意見が絶体的大樹排斥にあらず實際に於て多少の餘地を存すれば差
支なし

米田 議長 他に修正説に對して意見なきや……異議なしと認め委員會の修正に決

(八三)

(七三)

米田 議長 次は第十二款雜支出一千二百弗名譽職員實費補償其他

安川雄之助君 本費目は塘沽等に出迎の爲め出張したる實費なりとの説明なりしが
交際費の意味も含み居るや

鈴木委員長 交際費も含み居れ……實費のみ

安川雄之助君 只旅費なれば兎に角或は宴會費等も含むの恐あれば此の費目は宜し

友成 貞君 此費日を單に交際費とすれば面白からざれども名譽職員が居留民團を

代表したる時は費消したる實費の補償にして社會即ち社交上に涉りて民團を代表し
たる場合にも無論其實費の補償を爲すの必要あり或は其實費を恐るゝ人もあるべし

と雖も自ら取締の途あり決して憂慮するに及ばざる儀なり。若し全然此費目を削除するに於ては居留民を代表したる時の實費補償の途なく非常なる不便を感じずべし故に
此費目を存置することは大なる必要ありと信す
安川雄之助君 友成君の説に依り理由は大に明瞭となれり然れども此種の費用を必
要とする場合は豫備費より支出する事とすれば可ならん
友成 貞君 豫備費と雜支出とは全然其性質を異にせり豫備費は他の費目に不足を
生じたる場合に於て日々行政委員會の決議を以て之を領事に申請し領事の認可を得
て之を支出する爲めのものにして實に豫算費目以外の費用に支出すべきものにあ
らず

(〇四) (九三)

米田 議長 別に議論なれば是より採決せん……修正案に賛成の諸君は起立
米田 議長 起立者多數修正案可決
米田 議長 經常額歳出に於て他に別に異議なきや……異議なしと認め全部委員會
の修正通り可決す

米田 議長 次は臨時部歲入……異議なしと認め原案に可決……次は臨時部歲出第
三款第二項撒水費削除の修正

安川雄之助君 本員は撒水費の復活を望む修正の理由を聞くに委員會に於ては道路
の修繕を第一とし撒水を第二に置けるか如し然れども撒水は道路の保存上必要な
事は本員の喋々を要せざるところにして英租界の如き其手入れの至れり盡せるは諸君
の目暗せらるゝところ此設備に向つては多大の費用を投せるが如し佛蘭西租界も亦
之れに劣らぬ有様にて支那市街に於ても立派なる撒水器を設備し居るにも均はらず
翻つて我日本租界の有様を見るにヨチ／＼と瘦馬に「タンク」を引かしめ一方の道路
に撒水して歸り来るときは元の所は既に乾き居れる状態にて其不完全不体裁なる到
底御話にならざる次第なり租界局より隨分八ヶ間敷請負人に迫りたるも何分器具器
械等を整頓する事能はず依然として不体裁を極め居れり故に一日も早く立派なる
撒水器を購入し十分に撒水の目的を達せんことを希望して止ます若し又租界局の自
然を不可なりとすれば此れ丈の器具を設備して請負者に撒水事業を引受けしむるも
敢へて不可なし此方法或は經濟的なるやも知れず兎に角撒水器設備の必要有利なる

友成 貞君 これは明瞭の事実なれば本員は熱心に原案の復活を希望す尙ほに質問せん第三款の器
具購入費一千四百弗は泥土掃除器の購入費にして之に要する馬匹は撒水の馬と利用せ
んとする原案なり然るに撒水費を全廢せば泥土掃除器に要する馬は如何にすべき考
なりや一應其説を承りたし

友成 貞君 相變らず委員會の説に就て辯する所あるべし撒水器の必要は安川
君と其見を同ふし皆斯くしたしこ感じ居れども今日は正に其實行の期なりや否や論
する所は只此一點のみ下水溝の修道路の修繕と後廻はして迄も五千弗以上の
金員を撒水費に投じ固定せしむる必要のありや否や只水を撒くだけ理想の位置に達
したりとて他の部分とは併はざれば甚だ不都合を察すべし況んや其關係を言へば道
路は主にして撒水は從るに於てねや之れを請負業とするも現在のもの不都合
なれば之を替へることを得べく又一人にて不足なれば二人として兎に角今後一年間
経験したる上尚不完全ならば其際此五千餘弗を投じ撒水器を購入するも未だ必ず
しも過ぎにあらず完全なる撒水の必要は皆知れる處なるも今の時に於て之れが爲め
に大金を投するは餘りに偏せずや

安川雄之助君 之れを商賣的に考ふるも顧客に對して満足を與ふるは必要の務めな
り彼の車稅の如きは稅中の要部を占めるが如きの義務を負ふるに當るが如きの義務を負ふ
車の通路を良くするとは當然の義務なるべし撒水器を求めるが如きは即ち此道路の
保存上に大關係を有すればなり我租界を通覽するに建物會社の第一期の經營已に終
り佛蘭西より支那市街に通する數條の道路に於ける家屋全部完成し今や僅かに背

(二四)

(一四)

面に對する一部の建設を餘すのみ家屋建築の未成中は撤水の區域狭かりしも今や乃ち然らず一年前の空地には人家櫛比し往來頗る頻繁となり故に時機の問題を論すれば時機尚早にあらずして寧ろ遅きに過ぐるの感あり依て飽迄本費の復活を望む若しあれ本費を削いて他の費目を増したるの故を以て経費の途なしとのことなれば下水溝の修繕費を削き且つ補ふに準備費を以てせば即ち足らん

川畠竹馬君

安川君の説に賛成

西村 博君 本員は特別委員の一人として駆か述べる所あらん撤水費の件に就き實際の狀況を調査したるは撤水請負者の言に依れば現在の請負額毎月百七十五弗なるものは久しき以前に定めたるものにて其後撤水すべき地域は非常に擴張したれども費用の増額なき爲めに尙舊区域に撤水をなしより若し租界全部に撤水せんとならば多少の増額を受けざれば不可能の事なり尤も斯る事業は租界局の自營よりは個人に受負はしむる方經濟的にして器具一切の設備は請負人に於て其請負額は民會にて定めたる豫算にて引受けべき事なり依て本員は若し租界内全部に撤水するに付き幾何の設備費を要すべきやむ問ひ其積算を爲さしめたるに約二千弗あれば充分の設備を爲し得べく而して請負撤水費毎月約百弗を増加せば可なりとの確答を得たり事實果して斯くの如く爲し能ふべくんは別段急に五千五百八十弗を授するの必要なかるべし尤も原案の撤水費を以て租界全体の撤水を爲さんとするは不可能につき常費中の撤水費を増加すべしとの事は委員會にて述べるを忘れたれば此に之を陳述す

白木孝悌君 西村君の説に賛成

安川雄之助君 行政委員會に出席せざるゆゑ詳しき事は知らず宜しく原案の説明を願ふ撤水を租界局の自營とせば毎月幾何の經常費を要する見込なりや

米田 議長 設備完成の曉には現在撤水請負者に與ふる費用百七十五弗にて毎月の經常費を支辨し得べしと思ふ

安川雄之助君 經常豫算に影響なきものならば尙更に撤水器を買入るべし

西本茂吉君 本員は特別委員の一人として友成君及西村君の説以外に更に一つの重大的なる本費削除の理由を有せり即ち撤水事業と租界局の自營とすれば苦情少なからずと云ふにありて此事は既に當租界に於て其歴史あり去る三十五年當地に衛生組合を起し其事業の一とて惡水及び糞便の掃除を取扱ひ組合より各戸に其費用を徵収したるに其掃除の時間朝より夕に涉り甲の家は朝乙の家は夕と云ふ調子となり各戸とも其希望の時間に掃除夫の來らるが爲めに苦情百出して非常なる不結果を來し衛生組合は無能なりとの攻撃を受けるに至り依て衛生組合は北口某に此掃除を請負しめたるに組合の爲したる仕事を十とすれば北口の爲せる仕事は八の割合に過ぎざるにも拘らず北口に對しては聊かも苦情を唱ふるもの無かりし奇談あり其の後租界局は北口より此仕事を奪ひ各戸に一錢ねも負担せしめずして直接大小便の掃除を行ひたるに拘らず衛生組合の時と同様に苦情絶へず當時交際紛議相通すと云ふる笑話を遣して約二ヶ月の後再び元の北口の請負に放任したことあり此の實例に徴するも撤水事業を租界局の自營とするは或は前同様の紛議を招かずやとの

(四四)

(三四)

心配あり素より租界局員は十二分の力を盡すには相違ないが他の見る所は其六分か七分に過ぎずして當局者は攻撃の目標となるべし恐れるが故に此問題は暫く宿題として先づ一年位延引しては如何本員は此の如き憂慮なれば直に安川君の説に賛成の意を表す可し以上御参考迄に

安川雄之助君 若し西本君の説の如きに依れば其事業は從來通り個人に請負はしめ器具其他を租界局にて新に購求し之を貸與するも可なり本員の意見は撤水事業を是非租界局の自營と爲す可しと云ふにあらず要は只器具設備の点にあり

友成 貞君 本員は向一應修正案を維持す可し若し此撤水費の項目を削除せざれば先に決定したる土木費の増加額二千弗を如何にすべきや是れ元と此費目削除の結果之を増加したるものなれば若し双方とも生かし置くに於ては豫算に不足を來すべし尙普通の法則としては初めに經常費を定めの後に臨時費に及ぼすが順序にて費用不足の場合には經常費に重きを置き臨時費を操り延すを至當とす本員は此際安川君に質問せん若し此臨時費を削除せざれば當然歲入に不足を生ずるにつき後に議論の起りたるとき如何なる方法を取る可き者なりや

安川雄之助君 友成君の説は撤水器具其他を求むるには賛成なれども金の出處なしとの事なれども經常費の内なる修繕費の或る一部は臨時費の方に廻しても可なるべく假令は下水工事の如き來平に廻はすとも差支なかる可し只此經常費の内の給料の如きは致方なれども修道費中の二千餘弗は當然操延し得る性質のものなり其目的に賛成なれども金の出處なき故を以て否決すとの論旨は租界の經營を完ふせんとす

鈴木敬親君 特別審査委員諸君が撤水請負者に就き調査せられたる所に依れば從来

<p>(六四)</p> <p>米田 議長 經常部は既に議決したる場合にてもあ。且つ此事は穢日に於て他に方法もあれば原案の儘にて別に差支なかるべし</p> <p>米田 議長 他 議論なければは是より委員會の修正説に就き指名點呼<small>ノ</small>以て採決せん</p> <p>西村書記長點呼</p> <p>反・對 賛 成</p> <p>二十一</p>	<p>(五四)</p> <p>米田 議長 鈴木君は撒水費を減じ經常費中撒水費に一千二百弗を增加する事ヲ討議すべし</p> <p>米田 議長 他 意見なれば是より採決せん</p> <p>安川雄之助君 只今鈴木君の修正説は如何にしてるや</p> <p>米田 議長 鈴木君の修正説は議題ならず</p> <p>長谷川儀三郎君 委員會の修正案を今一聴拜聽したし</p>	<p>の撒水費にては到底十分なる撒水を爲し能はざるもの更に新規の器械を使用するに於ては豫期の撒水を爲し得べし併し之を爲すには多少請負費額の増加を希ぶとのことなり尤も之を聞きたるときは已に審査委員會を終りたる後なるを以て致方なかりしも茲に新に相當の方法を講じては如何審査委員として委員會の議決變更の動議を提出するは極めて意思薄弱なるが如きも無暗にガンバル事は自治團体の性質上面白からず依て本員は一個の意見として審査委員諸君に相談せん臨時議出中撒水費の一項削除の結果豫備費に二千七百二十弗の増加を來し居れば此内より西村君の説の如く毎月一百弗づゝ即ち一ヶ年一千二百弗を撒水費に増額しては如何(賛成の聲あり)</p> <p>内田兼吉君 臨時議出中撒水費の一項と第二項とは互に相關聯するものなり即ち第一項の泥土掃除器を運轉する馬は第二項の撒水車の馬を使用すべき計畫なるに第一項を其儘とし第二項の五千五百八十弗を全廢せば泥土掃除器用ゆる馬は如何にすべきや</p> <p>其馬は撒水請負者のものを使用せば差支なかるべし</p> <p>米田 議長 他に意見なれば是より採決せん</p> <p>安川雄之助君 只今鈴木君の修正説は如何にしてるや</p> <p>米田 議長 鈴木君の修正説は議題ならず</p> <p>長谷川儀三郎君 委員會の修正案を今一聴拜聽したし</p>
---	---	---

<p>(八四)</p> <p>米田 議長 委員會の修正説多數にて可決せり是にて四十一年度總豫算案の第二讀會を終りたり日程を變更して直に第三讀會を開きては如何(異議なし)</p> <p>米田 議長 别に異議なれば直に日程第四の二讀會を開きては如何(異議なし)</p> <p>米田 議長 の通りにて異議なきや(異議なし)</p> <p>米田 議長 異議なしと認め明治四十一年度總豫算案全部を確定す</p> <p>小幡勇治君 本員は豫算案確定に際し一個の希望を述べん我日本租界の巡捕は其効用なき己ならず寧ろ弊害ありとの風評を聞くこと屢々なるが之は巡捕の性質不良なるが爲なるべし斯る性質不良なる者に對し高金を支拂ひ居るは只外國人に對する一つの裝飾に過ぎずと泛批評するものさらあるを聞けり成程現在の有様にては巡捕は殆んど裝飾物にて有害無効なるが如き歎あるを以て差審り行政委員より領事館に上申し巡捕の取締を嚴重にせられんことを以て尙本員の最も希望する所は文那巡捕を全廢し代ふる日本人を以てするにあれば他日其方法を講せられなし</p>	<p>(九四)</p> <p>米田 議長 鈴木敬親君 豊街開修工事費特別會計規則は次の日程明治四十一年度特別會計豫算と關連するものとすれば改訂上此兩案を連ねて委員會の結果を報告せん豊街改修工費特別會計規則中第一條は原案の通り第二條に寄付獎勵の方法を定め「但し道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少し或は免除する」と得一との但書を加へ第三條中「行政委員會別に」とある「別に」の字を削除する</p> <p>米田 議長 第四條は原案の通り第五條は原案に其納入期を二期に分ちたるも徵收期は行政委員會に於て之を決メ修正し全會一致を以て可決せり次に明治四十一年度特別會計豫</p> <p>米田 議長 敬親君 特別委員長鈴木敬親君答塙</p> <p>米田 議長 鈴木敬親君 豊街開修工事費特別會計規則は次の日程明治四十一年度特別會計豫算と關連するものとすれば改訂上此兩案を連ねて委員會の結果を報告せん豊街改修工費特別會計規則中第一條は原案の通り第二條に寄付獎勵の方法を定め「但し道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少し或は免除する」と得一との但書を加へ第三條中「行政委員會別に」とある「別に」の字を削除する</p> <p>米田 議長 第四條は原案の通り第五條は原案に其納入期を二期に分ちたるも徵收期は行政委員會に於て之を決メ修正し全會一致を以て可決せり次に明治四十一年度特別會計豫</p> <p>米田 議長 安川雄之助君 算は全部原案の儘に可決せり宜しく審議めらんことを乞ふ</p> <p>米田 議長 別に異議なれば直に日程第四の二讀會を開きては如何(異議なし)</p> <p>米田 議長 正案可決と認む</p> <p>安川雄之助君 五ヶ年の徵收期は如何なる打算より出でたるや</p> <p>米田 議長 工費負担の程度を斟酌して五ヶ年を定めたり</p> <p>安川雄之助君 本年度に出來た支けの工事費を來年度より徵收するものなるや</p> <p>米田 議長 本年度に於て全部成就せしめ來年度より徵收せん見込なり</p> <p>安川雄之助君 若し本年度中に成就せざる時は如何</p> <p>米田 議長 工事の模様に依りては成は徵收期を延期する場合あるやも知れず</p> <p>安川雄之助君 只今之を規定し置くの必要なきや</p> <p>米田 議長 延期を必要とせば明年の民會に於て定むるも遇からず</p> <p>米田 議長 別に異見なきや(異議なし)</p> <p>米田 議長 異議なければ可決と認む</p> <p>米田 議長 案可決と認む</p> <p>米田 議長 是にて本案の第二讀會を終りたり日程を變更して直ちに第二讀會を開きて如何(異議なし)</p>
--	---

米田 議長 然らば第三讀會を開く……第二讀會決定の通りにて異議なきや（異議なし々々）然らば本案を確定す

米田 議長 日程第五明治四十一年度特別會計豫算に異議なきや異議なければ讀會を省略して之れを確定しては如何（異議なし々々）然らば本案を確定す

米田 議長 是にて通常會提出の議案は全部議了せり別に新議案として公立病院設立の件小學校室内遊戯場新築の件義勇團設立の件及び領事館移轉に關する建議案等あれども本日は出席者議員總數の三分の一に満たさるを以て新議案と附議することはより能はず此等の諸問題に就ては追て臨時民會の開催を領事に申請せん者へなり是より本通常會に於ける成績を報告せべし

三月二十五日より同三十日迄會期五日間に於ける明治四十一年通常民會成績左の如し

一、會 議 明治四十一年通常民會成績左の如し

一、本 會 五 回 内 流 會 一 回

二、選 舉

一、民會議長選舉
二、行政委員會選舉

三、民團出納検査委員選舉

三、決 議

一、取得課規則 （修正可決）
二、居留民團法施行規則第十八條の規定による行政委員會委任事項

三、明治四十一年度歲入出總豫算

四、壽街修工費特別會計規則

五、明治四十一年度特別會計豫算

以上會議五、選舉二、決議五、内原案可決二、修正可決三也（拍手）

小幡總領事代理登壇 去る二十五日居留民會を招集して今日一先づ議事を了り茲に閉會を告ぐるに至りたるは偏に諸君の精神の結果にして我居留民全體の均しく非常に満足する處む。尙只今米田議長の報告通り民會の續事に付すべし案件尠少からざるを以て追て臨時民會を招集し更に諸君の審議を煩はさんど欲す茲に本領事は諸君へつて深く連日勉強の勞々謝し以て閉會の辭となす（拍手）

閉會午後十一時二十分

明治四十一年通常民會議事録終

